

## 第 134 回国際課税委員会、第 117 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

2021 年 10 月 27 日、委員会を開催、財務省から「新たな国際課税ルールについて」、青山先生から「OECD における最近の資産課税の状況」、森信から「資産所得課税について」の報告を行い議論しました。資料は別添です。

議論の概要は以下のとおりです。

（新たな国際課税ルールについて）

- ・デジタルサービス税（DST）との整合性をどうとるかという点については、「多国間条約で DST の廃止を書き込むこと、新たに DST は導入しないこと、という内容で合意された。
- ・また 10 月 21 日に、米国と欧州 5 か国との間で、ピラー 1 で課税された分は税額控除により後日調整すること、米国の制裁関税を取りやめることなどが合意された。
- ・今後予定されているコンサルテーションはしっかり行ってほしい。

（OECD の資産課税の検討について）

- ・OECD が現段階で富裕税や相続税に関するポリシーレポートを公表したことは興味深い。
- ・財産課税の国際比較に基づくあるべき姿に関する貴重な調査文献だ。
- ・所得課税を検証する文献との明確な相違点は、資産の国境越え移転がもたらす「税の競争」の視点が希薄なこと、これは、ユニラテラリズムを尊重する財産課税ルールへの配慮か
- ・我が国の現行税制について特段の要請事項は 見当たらない。

（わが国の資産所得税制について）

- ・金融所得税制見直しの目的は、財源を確保するための増税ではなく、「分配」の強化、「1 億円の壁」の見直しである。背景には、米国や英国の富裕層への課税強化の動き、国外への資金（資本）逃避への対応が国際レベルで進んだことなどが挙げられる。
- ・20%（国税・地方税）の分離課税率を一律上げるのではなく、配当所得と株式譲渡益の多い富裕層をターゲットに、より高い負担を求めることが必要。
- ・株式市場への悪影響を懸念する向きが多いが、緩和する方策もいろいろ考えられる。経済理論は、「投資家がリスクテイクをする際重要なことは、損失が生じた場合にどこまで損益通算させるかという点であって、税率の高低には影響されない」と教える。損益通算制度やNISAの拡充などで相場への影響を限定的にすることは可能。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。